

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会  
令和5年2月8日答申分

## ○答申の概要

- |                        |    |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 3件 |
| 厚生年金保険関係               | 3件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第2200111号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2200050号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成20年11月30日、標準賞与額を39万9,000円に訂正することが必要である。

請求期間②について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成21年5月31日、標準賞与額を31万円に訂正することが必要である。

請求期間③について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成21年11月30日、標準賞与額を13万円に訂正することが必要である。

請求期間④について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成22年5月31日、標準賞与額を26万円に訂正することが必要である。

請求期間⑤について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成22年11月30日、標準賞与額を12万7,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑤までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から⑤までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和49年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成20年11月

② 平成21年5月

③ 平成21年11月

④ 平成22年5月

⑤ 平成22年11月

私は、A社から請求期間①から⑤までの各期間に賞与が支払われたが、私の年金記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)

となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る請求期間①から⑤までの各期間の賞与について記載された資料（以下「賞与資料」という。）、同社が平成31年に請求期間①から⑤までの各期間を含む平成15年11月から平成27年5月までの期間における複数の者に係る標準賞与額について訂正請求を行った際に提出した給与集計表（以下「給与集計表」という。）及び同社の回答により、請求者は、請求期間①から⑤までの各期間において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑤までの各期間に係る標準賞与額については、上記賞与資料及び給与集計表により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は39万9,000円、請求期間②は31万円、請求期間③は13万円、請求期間④は26万円、請求期間⑤は12万7,000円とすることが妥当である。

また、請求期間①から⑤までの各期間に係る賞与支払年月日については、上記給与集計表及びA社の回答から、請求期間①は平成20年11月30日、請求期間②は平成21年5月31日、請求期間③は同年11月30日、請求期間④は平成22年5月31日、請求期間⑤は同年11月30日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑤までの各期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対して提出（平成30年3月6日年金事務所受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）は、請求者の請求期間①から⑤までの各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から⑤までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2200118号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2200051号

## 第1 結論

1 請求期間①について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成19年12月14日、標準賞与額を17万6,000円に訂正することが必要である。

請求期間②について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成20年7月15日、標準賞与額を17万9,000円に訂正することが必要である。

請求期間③について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成20年12月15日、標準賞与額を17万9,000円に訂正することが必要である。

請求期間④について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成21年7月15日、標準賞与額を17万9,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑤について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成21年12月15日、標準賞与額を17万9,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑥について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成22年7月15日、標準賞与額を17万9,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑦について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成22年12月15日、標準賞与額を17万7,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑧について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成23年7月15日、標準賞与額を14万3,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑨について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成23年12月15日、標準賞与額を14万円に訂正することが必要である。

請求期間⑩について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成24年7月13日、標準賞与額を13万8,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑪について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成24年12月14日、標準賞与額を13万5,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑪までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から⑪までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における標準賞与額について、請求期間①及び⑦は17万8,000円、請求期間⑧及び⑨は14万6,000円、請求期間⑩及び⑪は14万7,000円に訂正することが必要である。

請求期間①及び⑦から⑪までの各期間の訂正後の標準賞与額(上記第1の1の

厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年12月  
② 平成20年 7 月  
③ 平成20年12月  
④ 平成21年 7 月  
⑤ 平成21年12月  
⑥ 平成22年 7 月  
⑦ 平成22年12月  
⑧ 平成23年 7 月  
⑨ 平成23年12月  
⑩ 平成24年 7 月  
⑪ 平成24年12月

私は、A社から請求期間①から⑪までの各期間の賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がないので、請求期間①から⑪までの各期間の賞与を記録してほしい。

## 第 3 判断の理由

1 A社から提出された請求者に係る平成 19 年分から平成 24 年分までの源泉徴収簿、金融機関から提出された預金取引明細表及び通常貯金預払状況調書により、請求者は請求期間①から⑪までの各期間において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたと認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑪までの各期間に係る標準賞与額につい

ては、上記源泉徴収簿、預金取引明細表及び通常貯金預払状況調書により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 17 万 6,000 円、請求期間②から⑥までの各期間は 17 万 9,000 円、請求期間⑦は 17 万 7,000 円、請求期間⑧は 14 万 3,000 円、請求期間⑨は 14 万円、請求期間⑩は 13 万 8,000 円、請求期間⑪は 13 万 5,000 円とすることが妥当である。

また、請求者の請求期間①から⑪までの各期間に係る賞与支払年月日については、上記預金取引明細表、通常貯金預払状況調書及び先例事案の同僚に係る金融機関の預金通帳により確認できる振込日から、請求期間①は平成 19 年 12 月 14 日、請求期間②は平成 20 年 7 月 15 日、請求期間③は同年 12 月 15 日、請求期間④は平成 21 年 7 月 15 日、請求期間⑤は同年 12 月 15 日、請求期間⑥は平成 22 年 7 月 15 日、請求期間⑦は同年 12 月 15 日、請求期間⑧は平成 23 年 7 月 15 日、請求期間⑨は同年 12 月 15 日、請求期間⑩は平成 24 年 7 月 13 日、請求期間⑪は同年 12 月 14 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑪までの各期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に対して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間①から⑪までの各期間に係る標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求者の請求期間①から⑪までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①及び⑦から⑪までの各期間について、上記源泉徴収簿、預金取引明細表及び通常貯金預払状況調書により、請求者の賞与額に見合う標準賞与額は、厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額よりも高額であることが確認できる。

したがって、請求者の請求期間①及び⑦から⑪までの各期間の標準賞与額については、請求期間①及び⑦は 17 万 8,000 円、請求期間⑧及び⑨は 14 万 6,000 円、請求期間⑩及び⑪は 14 万 7,000 円に訂正することが必要である。

請求期間①及び⑦から⑪までの各期間の訂正後の標準賞与額（上記第 3 の 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2200119号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2200052号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成27年8月6日、標準賞与額を12万9,000円に訂正することが必要である。

請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和52年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年8月

私は、A社から請求期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与の年金記録がない。請求期間の賞与明細書を提出するので、請求期間の賞与を記録してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間の賞与明細書、B銀行から提出された請求者に係る平成27年1月1日から同年12月31日までの預金取引明細表(流動性)、A社の同僚から提出された請求期間の賞与明細書及び預貯金通帳により、同社から請求者に対して請求期間に12万9,000円の賞与が支払われ、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支払年月日については、上記賞与明細書、預金取引明細表並びに同僚から提出された請求期間の賞与明細書及び預貯金通帳から、平成27年8月6日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、A社から回答を得られなかったが、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、同社の実質的な経営陣の代表者は、請求期間に賞与を支払っていない旨陳述している上、オンライン記録によると、請求期間において同社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、過去に年金記録の訂正請求を行い請求期間に係る標準賞与額の年金記録が回復した者以外の者は、請求期間に係る賞与の記録が確認できないことから、年金事務所は、請求者の請求期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。